

あやべ市民バス運行業務委託に係る企画提案仕様書

1. 業務名

あやべ市民バス運行業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

本業務は、鉄道駅や公共機関へのアクセスなど、広く綾部市民の交通利便性の向上を図るため、綾部市（以下「本市」という。）と運行協定を締結し、路線バスの運行を行うものとする。

3. 運行期間

運行期間は、令和9年4月1日～令和12年3月31日とする。

なお、協定締結日以降の許認可、車両確保、研修、現地確認などを含む準備作業は令和9年4月1日までに完了すること。

4. 業務内容

(1) 運行計画

別紙4「運行計画」を基本として、業務の実施体制を整備するとともに、総括責任者、実施責任者及び運行管理者等を明確にする。

(2) 運行方法

道路運送法第4条に基づく、一般旅客自動車運送事業による路線定期運行とする。

(3) 運行車両

運行に使用する車両は、車種は問わないが、各路線の乗車人員実績（別紙5及び5-1）を参考に必要な車両、台数を事業者が準備するものとする。

なお、運行車両については、車体を統一色とし、次の機能・設備を整備すること。

① 行き先の表示

車両前面（必須）及び側面・背面（提案による）への行き先の表示（バス停名表示器データ）を行うこと。また、合わせて音声合成での案内も実施すること。表示方法については、電子式等を問わないが、綾部市が定めるバス路線番号を必ず表示すること。

経由地を表示する路線にあつては、経由地を通過後は経由地を表示しないよう変更すること。

② 車内アナウンス

乗客の安全確保及び行き先や停留所名のアナウンスが行える設備を有すること。ただし、乗務員がアナウンスする場合は、乗客に声が届く設備であればよい。

③ 運賃箱

乗客が運賃を支払うための設備を有すること。

④ 降車設備

降車ボタン等、乗客が乗務員に降車する意思を伝えることが可能な設備を有すること。

⑤ 車体掲示

あやべ市民バスの運行車両である掲示を車体外部に表示すること。マグネット板等でも対応可能とする。

⑥ バリアフリー設備

バリアフリーに関する諸規定に反しない車両であること。

ただし、運行地域の道路事情等により適応除外の車両を導入する場合にあっては、事前に本市と協議を行うものとする。

(4) 運行路線

別紙6のとおりとする。

(5) 利用料金（運賃）

別紙7「運賃規程」及び別紙7-1「簡易三角運賃表」のとおりとする。

(6) 停留所

停留所の標識については、本市が準備し貸与する。

なお、受託事業者において待合所（大町バスターミナル）の施錠の開閉を行うこととする。

また、回転場（於見、内久井、藤波神社）及び停留所は受託事業者で適正な管理を行うものとする。

(7) 利用者サービス・接遇

利用者の安全確保やトラブル等に対応できるように、乗務員の研修や教育を行うものとする。

(8) 緊急時の対応

災害や事故等が発生した場合の対応方法や処理方法について整備を行うものとする。

5. 運行経費

運行経費は、次の費用を基本として積算すること。

- (1) 人件費（運転者、運行管理者等業務に係る全ての人件費）
- (2) 車両管理費、修繕費、点検費
- (3) 減価償却費（車両、建物等）
- (4) 租税公課
- (5) 保険料（自動車損害賠償責任保険料等）

- (6) 管理費（建物等）
- (7) その他業務に必要な費用

6. 運行経費の負担

本業務に要する経費は、本市が負担する。また、本業務に係るバス車両の燃料費は、別途、実績により本市が負担する。

なお、運賃収入については、受託事業者が全額本市に納入するものとする。

7. その他

(1) 運行

運行に当たっては、道路運送法等の関係法規及び通知等を遵守し、誠実に取り組むこととする。

また、安全管理を徹底するとともに、事故等を未然に防ぐよう努力すること。

(2) 乗車券等の販売

本市が指定する回数乗車券・1日乗車券を運行車両内等で販売すること。また、毎月の販売枚数及び販売金額を、本市が指定する期日までに報告すること。

(3) 利用状況等の報告

受託事業者は、利用者数及び運賃収入の調査及び集計を毎日実施し、週毎に整理した後、翌週の第3開庁日までに、本市に書面又は電子データをもって報告することとし、報告の元となる書類については5年間整備保管すること。

(4) 利用者数の調査・報告

- ①全路線の乗車人数
- ②中学生以下の乗車人数（全路線）
- ③篠田桜が丘線 17 時台の乗車人数
- ④あやべ市民バス運行区間再構築ガイドラインの対象区間の乗降人数

(5) その他

- ① 業務の実施に関する苦情については、全て受託事業者が誠意をもって対応すること。
- ② 業務が円滑に行えるよう万全の体制を整え、従事する者に対して必要な指導や教育を実施すること。
- ③ 必要に応じて、本市が指示した補助金等の申請を行うこと。
- ④ 運行開始日までに一般旅客事業者運送事業（乗合）の許可を受けていること。また、運行開始に必要な手続き等は遅滞なく確実に行うこと。なお、手続き等に係る費用は受託事業者が負担すること。
- ⑤ 万が一、事故等が発生した場合は、直ちに適切な対応を行うとともに、本市へ報告すること。